

議案第37号

1 議案名 文化財の指定について

2 提案理由 先に徳島県文化財保護審議会に諮問していた指定申請文化財について、別添のとおり、平成28年8月24日付けで答申された。については、答申のとおり、別紙の文化財を指定したい。

3 関係法令 文化財の保護に関する条例第24条

教育文化課

## 県指定したい文化財

### 1 名 称

阿波手漉き和紙製造の技法

### 2 種 別

無形文化財（工芸技術）

### 3 所 在 地

吉野川市山川町川東136番地

### 4 保 持 者

藤森 洋一

### 5 概 要

近世、徳島藩では専売制を取り、和紙製造を管理・保護した。徳島の和紙製造は明治末から大正期に最盛期を迎え、吉野川市山川町域では220軒を超える家が和紙製造を営んだ。しかし、洋紙の普及や生活様式の変化等により需要が激減し、昭和43（1968）年には、藤森家ののみが和紙製造を営む状態となった。

和紙製造は大きく、①コウゾ等の原木を蒸して黒皮を収穫する ②水に漬けた後に足で踏み黒皮を取る ③青皮を剥ぎ白皮にした後に乾燥させる ④流水で黒皮やゴミを洗い流した後に釜で煮熟する ⑤手作業で塵を取る ⑥叩解し纖維を分離する ⑦漉く（掛け流し、調子、捨て水） ⑧脱水する ⑨乾燥させる の工程に分かれる。和紙は乾燥後の重さによって厚さが示される。漉く際に乾燥後の重さを感じ取り、漉きあげる技術の高さに和紙職人の技術の熟練度が示される。

藤森家は伝統的な工程を守り、特に重要な紙漉きについて高度な技術を保持していることが評価され、昭和45（1970）年、藤森実を保持者として「手漉き和紙製造の技法」が県指定無形文化財（工芸技術）に指定された。平成27（2015）年5月、唯一の保持者であった藤森実の死去により、「手漉き和紙製造の技法」は指定解除されたが、故実に師事した藤森洋一は伝統的な紙漉き法を伝承し、その技術の習熟度も高い。また、阿波和紙伝統産業会館を拠点として活動し、後継者を養成するとともに、阿波和紙の普及に努めていることも貴重である。

〈紙漉きの技法〉

- 1 掛け流し：浅く汲み込み、簀全面に纖維が薄く平均に行きわたるようにする。



- 2 調子：掛け流しの作業より、やや深く汲み込み、簀桁全体を動かして纖維を組み合わせる。求める厚さになるまで何度も汲み込んで、振り動かす。漉かれる紙の種類や地域により、動かし方が異なる。



- 3 捨て水：簀の表面に残った水を捨て、紙が漉きあがったら、簀を桁から外し、紙床板（しとこいた）の上の定規にあわせ、間に空気が入らないように伏せて、置いていく。伏せた簀は、手前から剥がしていく。



教文第388号  
平成28年7月15日

徳島県文化財保護審議会会長 殿

徳島県教育委員会教育長

文化財の指定について（諮問）

このことについて、文化財の保護に関する条例（昭和32年条例第23号）第24条第3項の規定により、次のとおり諮問します。

諮問事項

（指定申請文化財）

種別	名称	員数	所在地	保持者
無形文化財 (工芸技術)	手漉き和紙製造の 技法	/	吉野川市山川町川東 136番地	藤森 洋一



県文審第2号  
平成28年8月24日

徳島県教育委員会  
教育長 美馬 持仁 殿

徳島県文化財保護審議会  
会長 石田 啓祐



### 文化財の指定について（答申）

平成28年7月15日付け教文第388号により諮問のありました次の文化財については、慎重に審議した結果、徳島県の文化財として指定することを適當と認めますので、ここに答申いたします。

（指定を答申した文化財）

種別	名称	員数	所在地	保持者
無形文化財 (工芸技術)	阿波手漉き和紙製造 の技法		吉野川市山川町川東 136番地	藤森 洋一

#### （1）文化財の概要

徳島県において古代以来、和紙製造が行われてきたことは、『延喜式』巻二十四「主計上」に、紙を貢納する国として「阿波國」と記載されていることからも確認できる。近世には、清らかな水と原料植物に恵まれた地域を中心に、和紙製造が盛んに行われ、徳島藩では専売制を取り、原料の移出も制限するなど、領内の和紙製造を管理・保護した。

和紙製造は、明治末から大正期に最盛期を迎え、吉野川市山川町域では220軒を超える家が和紙製造を営んだ。しかし、洋紙の普及や生活様式の変化等により需要が激減し、昭和43（1968）年には、藤森家ののみが和紙製造を営む状態となつた。

和紙製造は大きく、①コウゾ等の原木を蒸して黒皮を収穫する ②水に漬けた後に足で踏み黒皮を取る ③青皮を剥ぎ白皮にした後に乾燥させる ④流水で黒皮やゴミを洗い流した後に釜で煮熟する（その際、ソーダ灰を混ぜることで繊維を分離させる） ⑤手作業で塵を取る ⑥叩解し繊維を分離する ⑦漉く（掛けを分離させる） ⑧脱水する ⑨乾燥させる の工程に分かれる。和紙は流し、調子、捨て水）

和紙は乾燥後の重さによって紙の厚さが示される。漉く際に乾燥後の重さを感じ取り、漉きあげる技術の高さに和紙職人の技術の熟練度が示される。

藤森家では、叩解に機械を導入する以外、伝統的な工程を守っており、特に重要な紙漉きについて高度な技術を保持していることが評価され、昭和45（1970）年、藤森実を保持者として「手漉き和紙製造の技法」が県指定無形文化財（工芸技術）に指定された。平成27（2015）年5月、唯一の保持者であった藤森実の死去により、「手漉き和紙製造の技法」は指定解除されたが、故実に師事した藤森洋一は伝統的な紙漉き技法を伝承し、その技術の習熟度も高い。また、阿波和紙伝統産業会館を拠点として活動し、後継者を養成するとともに、阿波和紙の普及に努めていることも貴重である。

なお、名称については将来的に県内のどの地域の和紙でも指定できるように、また、国指定に向け「阿波」をつけ、「阿波手漉き和紙製造の技法」とする。

#### （2）指定基準

##### 【工芸技術関係】

陶芸、染織、漆芸、金工、その他の工芸技術のうち、次の各号の一に該当するもの

（3）芸術上価値が高く、又は工芸史上重要な地位を占め、かつ、地方的特色が顕著なもの

##### （3）認定基準

##### 【工芸技術関係】

保持者

1 無形文化財に指定される工芸技術（以下単に「工芸技術」という。）を高度に体得している者

2 工芸技術を正しく体得し、かつ、これに精通している者

調査票			
種別	無形文化財(工芸技術)	名称	手漉き和紙製造の技法
所在地	吉野川市山川町川東136番地		
ふりがな 所有者氏名	ふじもり よういち 藤森 洋一	住所	吉野川市山川町川東136番地
管理者氏名	同上	住所	同上
保存管理の 状況	「手漉き和紙製造の技法」は、唯一の保持者であった藤森実が死去したため、平成27年10月27日に認定・指定解除した。藤森洋一は実の後継者で、手漉き和紙の技法を継承し、阿波和紙伝統産業会館において後継者の養成にも努めている。		
法量・形状 伝説由来 年代・現状 材質その他	<p>和紙の製造には、きれいな水が豊富にあること、原材料となる植物が近辺で収穫できることが条件となる。吉野川市山川町川田は、川田川の清流が流れ、近隣の高越山で、原料となるコウゾ、手漉きの工程で必要なノリウツギが収穫できることから、古代より和紙製造が行われてきた。特に江戸時代には、庶民の文化活動が盛んになったこと、徳島藩が阿波和紙に専売制を取り川田村に銀札製造を命じたことから、和紙製造が盛んとなつた。</p> <p>川田地区の和紙製造が最盛期を迎えたのは、明治末から大正期である。明治に入り和紙製造が自由化され、文明開化により紙の需要が急増したことから、川田地区では220軒を超える家が和紙製造を営み、明治22(1889)年のパリ万国博覧会にも出品した。しかし、洋紙の普及や生活様式の変化等により和紙の需要が激減し、昭和43(1968)年には、川田地区で和紙製造を営むのは藤森家のみとなつた。</p> <p>和紙製造の工程は大きく、①コウゾを蒸して黒皮を収穫する ②水に漬けた後に足で踏み黒皮を取る ③青皮を剥ぎ白皮にした後に乾燥させる ④流水で黒皮やゴミを洗い流した後に釜で煮熟する(その際、ソーダ灰を入れて繊維を分離させる) ⑤アクリル酸をした後に手作業で塵を取る ⑥叩解する ⑦漉く ⑧脱水する ⑨乾燥させる の9つに分かれる。</p> <p>故藤森実は、叩解に機械を導入する以外、伝統的な工程を守っており、特に重要な紙漉きについて高度な技術を保持していることが評価され、昭和45(1970)年、県指定無形文化財(工芸技術)に指定された。藤森洋一は父である実に師事し、伝統的な技法を受け継ぎ、技術の習熟度も高い。また、洋一は父が設立した阿波和紙伝統産業会館を継承し、後継者の育成に努めるとともに、来館者に手漉き和紙、藍染め体験の場を提供している。</p>		
参考文献 参考事項	<p>「麻植郡誌」大正11年8月(昭和48年復刻) 麻植郡教育会      「川田町史」昭和5年3月      「改訂山川町史」昭和62年8月 山川町史編集委員会      「阿波和紙(AWA WASHI) Summary of WASHI BASICS」平成26年8月第三版 阿波手漉和紙商工業協同組合</p>		
指定基準	<p>無形文化財指定基準      藤森、染織、漆芸、金工、その他の工芸技術のうち、次の各号の一に該当するもの      (3)芸術上の価値が高く、又は工芸史上重要な地位を占め、かつ、地方的特色が顕著なもの      無形文化財の保持者又は保持団体の認定基準      保持者      1 無形文化財に指定される工芸技術(以下単に「工芸技術」という。)を高度に体得している者      2 工芸技術を正しく体得し、かつ、これに精通している者</p>		
調査者の 意見	<p>現吉野川市山川地区は、古くは麻植郡に位置し、古代朝廷に献上していた「太布」を生産していた地域とされる。「太布」は麻の纖維を織って作られるが、麻の纖維からも「紙」が生産されていたことは知られており、この地域は古代以来、紙の生産に携わっていた地域であると言える。また、阿波國(徳島県)において紙が生産され、朝廷に貢納されていたことは、『延喜式』巻二十四「主計上」の阿波國の項に「中男作物。紙。黄葉三百斤」という記述があることからも伺うことが出来る。</p> <p>また、江戸時代に蜂須賀家の藩主であった佐野の憲が編纂し、藩主に献上した阿波の地誌である『阿波志』(文化12(1816)年11月成立)の「麻植郡」「美馬郡」「那賀郡」の「土産」「製造」の項に、それぞれ、以下の記述があり、江戸時代には、阿波國の中の三ヶ所で六種類の紙が製造されていたことが判明する。</p> <p>【麻植郡】      「紙(凡六品、日尺長、日中折、日伊賀、日仙過、日七九寸、日黄煎、皆生紙)」(〔〕内は、割注)      【美馬郡】      紙(口山出凡六品、日国棲、日仙過、日高野、日板名、日田生、日薄国棲)      菊花紙(亦口山出、穆公嘗命製之)「穆公」とは11代藩主治昭を指す。      【那賀郡】      紙</p> <p>那賀郡の、記述は特に製造している紙について記載はない。</p> <p>生紙とは、加工していない紙を指し、「黄煎」は、『延喜式』に記載された「黄葉」に該当する。仙過とは、楮を原料にして漉いた、厚手の丈夫な和紙のことである。</p> <p>現在徳島県内の和紙製造地としては、『阿波志』に記載された3ヶ所のうち、麻植郡が現在の吉野川市山川町、那賀郡が現在の那賀郡坪井に該当すると推測される。美馬郡口山は、現在では穴吹町に該当するが、和紙の製造は行われていない。</p> <p>徳島県内の和紙製造に関する歴史的な背景は以上の通りである。今回の指定対象とされている山川町については、原料となる楮・三極とともに、特に和紙製造の際の「つなぎ」に使用される「ノリウツギ」が自生していたこと、紙の製造に必須の清澄で水量の豊富な水が、川田川として近くを流れていることなどの地理的な特色も、和紙製造地に適していたという地域性を指摘することができる。</p> <p>山川町に現在まで伝わる和紙製法は、以上のような歴史と地域性の元に受け継がれてきたものである。和紙製造は日本各地で行われているが、作業工程はほぼ同じである。和紙の質を決定づけるのは、紙を漉く職人が指定された厚み(正確には乾燥後の重さ)に紙を漉くことが出来る技術などの技術の熟練度による。</p> <p>今回の指定対象者である藤森洋一氏は、申請書にあるとおり、伝統的な紙漉き技術を伝承し、以前本県によつて指定されていた技法を確実に伝承していること、さらにその紙漉き技術の習熟度の高さも、現地調査により確認されている。</p> <p>以上のことを踏まえ、藤森洋一氏を県指定無形文化財保持者として認定することが妥当であると判断する。(桑原)</p>		
調査年月日	平成28年8月1日	調査者氏名	桑原 恵

〈参考〉

## 文化財の保護に関する条例（抜粋）

### 第四章 県指定無形文化財

#### （指定等）

第二十四条 委員会は、県の区域内に存する無形文化財（法第七十一条第一項の規定により重要無形文化財に指定されたものを除く。）のうち県にとつて重要なものを徳島県指定無形文化財（以下「県指定無形文化財」という。）に指定することができる。

- 2 委員会は、前条の規定による指定をするに当たっては、当該県指定無形文化財の保持者又は保持団体（無形文化財を保持する者が主たる構成員となつていてる団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。）を認定しなければならない。
- 3 第一項の規定による指定又は前項の規定による認定をするには、委員会は、あらかじめ、審議会に諮問しなければならない。
- 4 第一項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、当該県指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定しようとするもの（保持団体にあつては、その代表者）に通知して行う。
- 5 委員会は、第一項の規定による指定をした後においても、当該県指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定するに足りるものがあると認めるとときは、そのものを保持者又は保持団体として追加認定することができる。
- 6 前項の規定による追加認定には、第三項および第四項の規定を準用する。

### 県無形文化財の指定並びに保持者及び保持団体の認定の基準

#### 第1 無形文化財の指定基準

##### 【工芸技術関係】

陶芸、染織、漆芸、金工、その他の工芸技術のうち、次の各号の一に該当するもの

（3）芸術上価値が高く、又は工芸史上重要な地位を占め、かつ、地方的特色が顕著なもの

#### 第2 無形文化財の保持者又は保持団体の認定基準

##### 【工芸技術関係】

###### 保持者

- 1 無形文化財に指定される工芸技術（以下単に「工芸技術」という。）を高度に体得している者
- 2 工芸技術を正しく体得し、かつ、これに精通している者



## 意見書

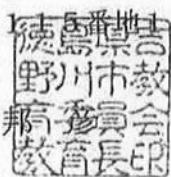
吉野川市山川町川東136番地在住の「手漉き和紙製造技法」保持者藤森洋一から、徳島県指定無形文化財指定申請書の提出がありました。このことについて、吉野川市教育委員会の意見を述べます。

今回申請のあった技法については、申請者の父である藤森実が昭和45年6月2日に徳島県教育委員会から保持者として認定を受け、徳島県指定無形文化財となっております。今回の申請は、藤森実の死亡を受けて、子である申請者が技法の後継者として行うものです。

申請者の父は、自身の保持する技法を指定申請する際に、子である申請者を後継者として挙げています。両者の技法について申請書の内容と現地調査の結果をもとに比較したところ、本質的な部分に相違はなく、申請者は徳島県指定無形文化財として指定されるべき技法を保持しているものと考えられます。

平成28年7月11日

徳島県吉野川市鴨島町鴨島136番地  
吉野川市教育委員会  
教育長 石川



徳島県教育委員会教育長 殿

## 徳島県指定無形文化財指定申請書

### 一 種別及び名称

手漉き和紙製造の技法

### 二 保持者等の氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地

藤森洋一

徳島県吉野川市山川町川東一三六番地

### 三 創始及び沿革

別添「藤森家閑連川田手漉和紙年表」の通り

### 四 現況

別添「藤森家閑連川田手漉和紙年表」の通り

### 五 用具の大要

別添「用具の大要—川田手漉き和紙の制法順に—」の通り

### 六 申請の事由

川田手漉き和紙は、四百五十年に余る歴史を持つ。高越山系の一帯には製紙の原料である楮を豊富に産し、また、「ねり」（和紙の流し漉きのため、紙料に混ぜる植物粘液）の原料であるノリウツギ・ビナンカズラが自生しており、さらには、鉄・マンガンを含まない川田川の清流があった。それゆえ、川田村では古くから紙漉が盛んに行われた。なお、「ねり」には、近世末期から黄蜀葵（トロロアオイ）が畑で栽培され、盛んに利用されるようになった。

江戸時代に蜂須賀氏は阿波和紙の専売制をしき、生産地・紙漉人・生産量を指定するなど、厳しい統制を行なつた。その一方で保護もされたので、紙の品質改良・能率の向上を図るなど工夫も行われた。その結果、川田村では藩の銀札製造を命じられた。

明治三年（一八七〇）、和紙の製造・販売が自由となり、マニュファクチャの形態も見られるようになつた。明治十八年（一八八五）には川東に製紙同業組合が設立され、新製品の創出に意欲を持つものも出てきた。その結果、明治二十二年（一八八九）にはパリ万国博覧会に出品したコピー紙・典具帖紙が賞状・賞牌を受けたりした。

川田手漉き和紙の最盛期は明治末から大正十年（一九一一）ころにかけてであり、明治四十四年（一九一一年）には製紙家二百二十二軒、生産高三万八千五百三十締、価格八万三千二百三十八円（当時の米価一石十五円）を数えた。

しかしその後、製紙業は斜陽化の一途をたどり、昭和四十三年（一九六八）には、川田の手漉き和紙製造は藤森家一戸のみとなつた。

当家は製紙を家業として、祖父長三は、大正三年（一九一四）に保証責任阿波紙信用購買販売利用組合を設立し、その組合長となり、動力印解機の導入や販路拡大など斯業の振興に努力した。父実も昭和二十七年（一九五二）に富士製紙企業組合を立ち上げ、阿波和紙の存続に銳意努力し、昭和四十五年（一九七〇）五月には徳島県無形文化財保持者の指定を受けた。昭和五十一年（一九七六）十一月に経済産業大臣指定伝統的工芸品「阿波和紙」に指定され、昭和五十九年（一九八四）には厚生労働大臣より「現代の名工」として表彰された。

昭和四十四年（一九六九）より、私も父・実に師事し、正式に製紙業に従事した。そして、昭和五十五年（一九八〇）より阿波和紙の継承や普及を目的とした手漉き和紙の制法を指導する研修会をハワイで開催したのを皮切りにアメリカ・カナダ・ベルギー・フランス・オーストラリア等の海外で開催指導し、昭和五十八年（一九八三）より現在まで、当地において二十名前後の参加者を集め、講習会を毎夏継続して開催している。また、平成元年（一九八九）には（財）阿波和紙伝統産業会館の設立に関わり、平成十年（一九九八）より理事長に任命され、和紙会館の活動や阿波和紙の啓発・普及に努めている。ライフワークとして和紙の版画用紙の開発に努め、国内外の美術大学や版画家との交流は、阿波和紙の地位向上と普及とともに地域の活性化の一助となっている。また、平成十五年頃より和紙の原料である楮・三桠・トロロアオイの植栽を始め、モデル農園を開拓して、阿波和紙の品質の向上と一般の方々に収穫作業の参加を呼びかけ、伝統工芸への理解を深めてもらう活動をしている。

なお、私は平成二十年（二〇〇八）に経済産業大臣より「伝統工芸士」に認定された。

## 七 保存の方法

### 1. 後継者の養成

社員だけでなく、国内外を問わず、講習会等を通して、手漉き和紙技術者を確保・養成している。

### 2. 用具の確保

吉野川市の御理解により、吉野川市山川町地域総合センター一階に昔ながらの用具を展示し、保存を図っている。現在使用中の用具は、昔から使われてきた様式を継承している。

### 3. 原材料の確保

山川町旗見において、楮・三桠・トロロアオイを直裁して確保している。

## 八 その他参考となるべき事項

### 1. 現在漉いている紙の種類

木版画用紙、エッチング用紙、仏書紙（経本用）、和紙壁紙、インクジェット用和紙

2. 第一次加工紙

藍染和紙、草木染め和紙（柿渋、茜など）、強制紙（蒟蒻加工）など

3. 第二次加工品

書簡箋、紙入れ（名刺・懐紙・札入れ）、扇子、团扇、カレンダーなど

右のものを、徳島県指定無形文化財に指定してくださるようお願いします。

平成二十八年六月二十三日

申請者 徳島県吉野川市山川町川東一三六番地

藤森 洋一



徳島県教育委員会 殿

藤森家開運川田手漉和紙年表

藤森家	和暦	西暦	阿波手漉和紙の動き
初代伊平	安永 9 年	1780	初代伊平生まる。
	天明 8 年	1788	此頃、川田村の紙漉きは数十軒。
	寛政 6 年	1794	川田村に紙方役所設置。藩は川田の紙漉きに楮を下げる渡し和紙を上納させた。
	文化 5 年	1808	二代伊平生まる。
	文政 7 年	1824	安蔵生まる。
	安政元年	1854	三代伊平生まる。
二代伊平 安蔵	安政 5 年	1858	初代伊平没（79 歳）
	文久～慶応 年間	1861 ～ 68	川田村で紙漉き 100 余戸。
三代伊平	慶応元年	1865	二代伊平没（58 歳）
	明治 2 年	1869	銀札製造所を川東黒臺（現・山川町川東）につくり正月に漉かし始めたが暫くして廃止。
	明治 3 年	1870	藩は紙漉資金の貸与法を廃止。そのため、資金の乏しい漬屋は廃業やむなきにいたる。
	明治 5 年	1872	壬申戸籍掲載の川田紙漉業者 66 戸。
	明治 10 年	1877	高尾高三郎、第一回内国勧業博覧会に雁皮紙を出品し賞を得る。
	明治 11 年	1878	長三生まる。
	明治 18 年	1885	5 月、川東の原林平宅に製紙同業組合設立。製紙者谷伊与蔵他 152 名。
	明治 20 年	1887	長三長男・実養父秀一生まる。
	明治 22 年	1889	原田虎蔵がパリ万国博覧会、シカゴ国内博覧会に典具帖紙・コピー紙を出品し、賞状・賞牌を受け、川田和紙の評価を高めた。
長三	明治 40 年	1907	製紙家戸数 200 軒を超える。
	明治 44 年	1911	製紙家戸数 222 戸
	大正 3 年	1914	保証責任阿波紙信用購買販売利用組合設立。藤森長三組合長となり、組合に動力印解機を据え付け、ウード

		パルプ・マニラアサを購入し、生産の拡充を図る。また大坂市立壳堀に支店を置き、販路の拡大を図る。
大正 4 年	1915	製紙家戸数 71 戸、職工 233 人。職工組合設立。
大正 6 年	1917	実生まれる。
大正 8 年	1919	安藤 治（86 歳）
秀一	大正 9 年	1920 戦後恐慌に襲われ、不景気となる。川田の製紙業も廃業者続出する。製紙家戸数 54 戸、職工数 274 人。
大正 10 年	1921	製紙家戸数 47 戸に減少。
大正 12 年	1923	関東大震災起きる。
昭和 2 年	1927	金融恐慌起きる。
昭和 6 年	1931	製紙家戸数 11 戸に減少。
昭和 14 年	1939	三代伊平治（86 歳）。
昭和 20 年	1945	敗戦。
昭和 22 年	1947	洋一生まれる。
昭和 23 年	1948	県下の製紙家をまとめて阿波手漉工業協同組合を設立し、事務所を川田町に置く。組合長原田男一。
昭和 25 年	1950	阿波手漉和紙工業協同組合を徳島県手漉和紙商工業協同組合に改組、組合長は谷邦夫。
昭和 37 年	1962	製紙業の斜陽化が進むなかで、各自企業組合として打開しようとした。富士製紙企業組合（藤森実）、丸文製紙企業組合（原田男一）、やまた製紙企業組合（谷綾夫）など。
昭和 40 年	1965	4 月、長三治（88 歳）。
昭和 43 年	1968	富士製紙企業組合ただ一戸となる。
昭和 44 年	1969	長三長男・実養父秀一治（73 歳）
昭和 45 年	1970	藤森実の保持する手漉和紙の技術が徳島県無形文化財の指定を受ける。
昭和 44 年	1969	洋一が父・実に師事し、正式に製紙業に従事するようになる。
昭和 48 年	1973	「川田手漉和紙製造用具 88 点」が徳島県民俗資料として指定される。
昭和 51 年	1976	富士製紙企業組合製造の和紙が経済産業大臣指定伝統的工芸品「阿波和紙」の指定を受ける。

	昭和 59 年	1984	実が厚生労働大臣より「現代の名工」として表彰される。
洋一	昭和 55 年	1980	洋一は、手漉き和紙講習会をハワイで開催したのを皮切りにアメリカ・カナダ・ベルギー・フランス・オーストラリア等の海外で開催指導する。
	昭和 58 年	1983	この年より、洋一は毎夏継続して山川町川東で 20 名前後の参加者を集め、紙漉研修会を開催する。
	平成元年	1989	(財)阿波和紙伝統産業会館を設立する。
	平成 10 年	1998	洋一、(財)阿波和紙伝統産業会館理事長となる。
	平成 15 年	2003	此頃より、和紙の原料である楮・三桠の直裁を始める。
	平成 20 年	2008	洋一、経済産業大臣より「伝統工芸士」に認定される。
	平成 27 年	2015	実没 (99 歳)



## 用具の大要—川田手漉き和紙の制法順に—

川田手漉き和紙の制法は流漉きにて独特の雅味が継承されている。よつて、その技法の順序を追つて用具を挙げることとする。

### 製造工程と用具

- 2.1. 黒皮の収穫 植を蒸して皮を剥ぐ（楮栽培地の作業）
2. 黒皮取り 柔らかくするために乾燥した皮を数時間から一晩水に漬けておく。柔らかくなつた黒皮を水の中で踏み除去する。
3. 皮剥ぎ（白皮づくり） 皮を水に浸して刃物で粗皮と皮の疵を削りとる。
4. 烹熟 取り入れている。
5. 漂白 藻灰・木灰の汁を使用するのがよいが、現在はソーダ灰を使用している。
6. 叩解 打解機・叩解機（ビーターと称す） 昔は青石の打盤の上で櫓で作った槌で叩いていた。現在は打解機を使用し、能率をあげるために叩解機（ビーター）で水中で纖維を分散させている。
7. 紙漉（製造技法の中心） 和紙の定義が「ねり」（のり）の紙といわれるよう、「ねり」の使い方と實行の上に原料を汲み入れて流し漉くことが眼目の技法である。なお、「ねり」の原料は、ノリウツギ・ビナンカズラ、近世末期以降は黄蜀葵（トロロアオイ）が主となつた。  
イ. ねり 砕解機を使用して抽出している。
8. 漏く 簿…八寸竹を割り、ヒゴ通しにかけ種油で磨き、絹の縫り糸で編んで長い端に桧の板を取り付けたもの。大きさは紙によって異なる。
9. 衍 簿を乗せ、紙の原料を紙の種類によって汲む回数を異にして漉き流す。桧の柱の柱目（柱の間隔）に細角材を柱組にしたものを作り、上下を蝶番でつなないだもので、下枠には簿を乗せるために真鍮の針金を張つてある。
10. 馬鍬 紙の原料とねりを漉槽（すきふね）に入れ、攪拌する道具。鳥居形に角材を組み、竹すべを縫に差し込んだもの。
11. 鉤弓 桧が四枚どり、六枚どりになると腕力だけでは漉けないので、天井に三本丸竹を取り付け、その弾力をを利用して楽に漉けるように工夫したものであり、上枠に紐にて結びつける。
12. 漉槽（すきふね） 原料を入れる長方形の木箱である。現在はステンレス製を使用している。
13. 紙床 おし場といいう。以上の用具を用いて今も昔もそのままの姿で漉かれている。漉工が一人前になるには三年以上を要するといいう。
14. 漉工 漉工が一日漉き重ねたものを再び一枚一枚はがすために適量の水分を除くとともに圧することによって紙の張りを強めるために行う。竿天秤の原理を利用して圧する。この圧したものをおし紙（おし）といいう。
15. 乾燥 自然乾燥（紙付け板）、強制乾燥（三角型回転式乾燥機） 昔は、松か柘の板に湿紙を貼り、戸外に出して天日乾燥させていた。現在は、紙付け板に湿紙を貼り、自然乾燥させる方法と、三角型回転式乾燥機の中に蒸気を通して加熱乾燥させる方法の二つで行つてゐる。
16. 紙漉作業以外は、できるだけ機械化を図り、作業効率を高めている。